

[事案 28-167] 新契約無効請求

・平成 29 年 4 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

解約返戻金が既払込保険料を下回るという説明を受けていないことを理由に、既払込保険料と解約返戻金との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 10 月に契約した個人年金保険について、平成 28 年 4 月に解約したが、解約返戻金が既払込保険料を下回るという説明は受けていなかったため、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約から一定期間が経過しないと、解約返戻金が既払込保険料を下回ることを繰り返し説明している。
- (2) 設計書等に解約返戻金の推移を記載している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時およびその後の状況を把握するため、申立人の代理人として契約手続を行うなど実質的契約者であった申立人の母および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人は途中解約をしないよう説明していたこと等が認められるため、既払込保険料と解約返戻金との差額の支払いを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。